

愛知県 コロナ自宅療養者等への医療提供事業補助金



(医科) 2023年3月31日(金)まで延長されました

10月31日(月)までとされていた「自宅療養者等への医療提供事業交付金」は、さらに2023年3月31日(金)まで期間が延長されました。

※ 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市に居住する自宅療養者については、それぞれの自治体が窓口となりますので、それぞれの自治体にお問い合わせください。



協会ホームページ

対象期間	2023年3月31日(金)まで
給付額	電話診療等 4千円/回 外来診療3万円/回 往診 5万円/回
申請期限	実施月の翌月 15日(3月診療分は3月31日)まで ※申請期限までに「交付申請書」等の提出が遅れた場合は、原則として受付できませんが、やむを得ない場合、翌月分の交付申請に合わせて提出する場合は受け付けられます。ただし、2カ月以上経過した申請は受け付けられません。なお、3月診療分は月遅れの申請は認められませんので、3月31日の申請期限までに提出してください。

①診療対応可能医療機関	「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療医療機関意向調査票」を愛知県に電子メールまたは FAX で提出。既に提出している場合は不要です。
②交付申請	「交付申請書」「診療報告書」「請求書」「診察所見報告書」を愛知県に郵送または電子メールで提出。 ※11月診療分から様式が変更されました。

※陽性者の全数把握見直しに伴い発生届の対象外となる自宅療養者についても対象となります。
 ※新型コロナウイルスの検査において陽性が確定し、自宅療養となる患者に対し、その結果の通知後、引き続き行った投薬の処方などの医療行為は対象です。自宅療養が終了するまでが対象です。
 ※愛知県以外で療養する自宅療養者等への診療等は対象外です。
 ※10月診療分から、保健所への「診察所見報告書」の FAX は不要になりました。
 ※「意向調査票」は愛知県(名古屋市の医療機関は「名古屋市」)に提出します。ただし、名古屋市の医療機関が名古屋市の外の自宅療養者を対応する場合は、愛知県にも「意向調査票」を提出してください。

書類の提出先 問い合わせ先	460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県感染症対策局感染症対策課 自宅療養者支援グループ メールアドレス:iryotaisei-seibi@pref.aichi.lg.jp FAX 052-954-7430 電話 052-961-2111 (「自宅療養者支援グループ」を呼び出し)				
名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	豊田市	
自宅療養者等への 医療提供事業担当 メールでのみ対応	豊橋市保健所 感染症対策室 0532-39-9189	岡崎市保健所 感染症対策1係 0564-23-5081	一宮市保健所 感染症グループ 0586-52-3854	豊田市保健所 感染症予防課 0565-34-6180	

★豊橋市以外の自治体は web ページを開設していますので、様式や申請方法などご確認ください。

★愛知県は、9月議会で次の支援を決定しています。詳細は分かり次第お知らせします★

○光熱水費高騰への支援

診療所(医科・歯科) 1施設あたり 10万円 病院・有床診 1床あたり 4万円

○「医療機関燃油価格高騰対策支援金」「社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金」(10月～3月分)

○「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関等あて設備整備補助金」(10月以降分)

協会税経部でも相談に応じています ☎052-832-1345まで